

令和7年12月10日（水）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○横山企画課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の横山でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、林政部長の清水から御挨拶を申し上げます。

○清水林政部長 おはようございます。林政部長の清水でございます。

今日も朝から施策部会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、先日は、林政審議会の現地視察も行わせていただき、皆様に広く御参加いただきまして、大変有意義なものとなりました。現場を見たり、意見交換をしたりと、施策部会も含めて審議会での議論に良い形で生きてくるのではないかと期待をしているところでございます。

本日は今年度第2回の施策部会ということで、前回は項目、テーマについて御議論いただきまして、今回は構成案と主要記述事項案ですので、資料2は概要版として、かなり詳細に各内容を整理させていただいております。今日はまずこちらについて御議論いただき、年明け以降の本文の作成に向けて参考にさせていただければと思っております。

今回の特集については、前回もお示ししたとおり、森林資源の循環利用の確立に向けてというテーマを予定しております。今回、基本計画も見直し時期に来ておりますが、改めて今、主伐期を迎えており中、いかに再造林を確保して循環利用していくか。あるいは、川下の方でいかに国産材を使っていただくかという部分が一番肝の部分になってまいりますので、前回もかなり広範で難しいテーマであるというような御議論、御意見もいただいておりますが、あえてそこにチャレンジをしていくということで、今回は概要的な骨子の部分を整理させていただけております。また、副題として「木材利用と再造林をつなぐ」というものも付けさせていただきました。木材利用を増やしていくだけではなく、その際には再造林なり循環利用の重要性というのも、いかに評価をしていくか。そして、川上の方ではそういった需要に応えた木材供給をやっていく中、最近ではT N F Dや生物多様性の情報開示、J-クレジット等を通じて、企業が森林について一定程度コミットしていくような状況の変化もあります。いろいろな意味で、この木材利用と再造林をつなぐといった視点で有意義な記述にしていき、国民各層に広く森林資源の循環利用の重要性をアピールできれば良いと考えております。

また、トピックスについても四つほど、万博を始めとして新しい話題を提供していきたいと思っておりますので、こちらについても御議論いただければと思っております。

そのほか、ボリュームのある通常章についても、いろいろ新しい数字ですか情報を入れた

形でまとめておりますので、こちらも御議論をよろしくお願ひできればと思っております。

それでは、是非充実した議論になるようお願ひ申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○横山企画課長 なお、林政部長は別の業務がございまして、これより一時退席をさせていただきたいと思います。

次に、議事に先立ちまして会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名中、オンラインでの御出席も含めて全員に御出席をいただいております。

本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

また、お手元に参考5として林政審議会施策部会に属する委員名簿を配付してございます。

本日は、日當委員にはオンラインで御出席をいただいております。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考6「林野庁関係者名簿」を御覧いただければと存じます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

農林水産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。お手元に配付をしてございますタブレットに資料を表示させていただいておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

なお、前回の施策部会で御質問を頂きました令和6年度白書説明会のアンケート結果につきましては、参考2として配付をさせていただいておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

藤掛部会長、よろしくお願ひいたします。

○藤掛部会長 おはようございます。藤掛でございます。

本日は、よろしくお願ひします。

先ほど清水林政部長からもありましたとおり、本日は白書の検討という議題につきまして、事務局から御説明を頂いて、御審議いただきたいと考えております。

本日、12時までの審議を予定しておりますが、活発な議論のほどよろしくお願ひいたします。では、早速ですが議事に入りまして、白書の内容の検討ということで、まず事務局からの御説明をお願いします。

○横山企画課長 それでは、御説明を申し上げます。まず、資料1で白書の構成について御説明をさせていただきます。具体的な内容につきましては、資料2によって個別に御説明申し上げます。

まず、特集テーマにつきましては、前回御議論いただきましたとおり、森林資源の循環利用の確立に向けてということで、木材利用と再造林に焦点を当てるということにしたいと考えてございます。

前回提示させていただいた資料においては副題を「木材利用の拡大と再造林の推進」としておりましたけれども、この施策部会におきまして、木材利用と再造林の関係性を持たせながら記載していくことが重要であるという御議論もございましたことから、「木材利用と再造林をつなぐ」と改めまして、木材利用と再造林をつなぐ取組も御紹介しながら記述をしていきたいと考えてございます。

トピックスにつきましては、四つ提示をしてございます。こちらも後ほど具体的に御説明申し上げます。

通常章につきましては、基本的に例年どおりの構成でございます。

続きまして、資料2によりまして具体的な内容について説明をさせていただきます。

1ページでございます。特集の第1節は持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実でございます。森林資源の循環利用が、その重要性を増している背景として、気候変動や生物多様性をめぐる国際的な動きと森林、木材の役割、我が国の森林資源の状況等について紹介をしたいと考えてございます。

(1) 持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流では、右の図にありますとおり、気候変動と生物多様性をめぐっては、1992年の地球サミットにおいて、気候変動枠組条約、生物多様性条約がそれぞれ採択され、これらに基づき国際的な取組が進められているということ。それから、気候変動対策については2015年にパリ協定が、生物多様性については2022年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択されて、世界共通の目標が設定をされているということ。それから、気候変動対策や生物多様性の保全において、森林やそこから得られる木材が重要な役割を果たすことについて記述してございます。

2ページ目でございます。(2)では、森林資源への関心の高まりについて記述をしてございます。下の図にありますとおり、パリ協定の採択後、TCFD、気候関連財務情報開示タスクフォースの提言や、TNFD、自然関連財務情報開示タスクフォースの提言の公表など、企業における気候変動や自然関連のリスクを評価し情報開示する枠組みの整備が進んでございま

す。

この流れの中で、気候変動対策や生物多様性・自然資本への対応がビジネス課題と位置付けられ、民間におきましても森林の多面的機能や木材による炭素貯蔵等の効果に対する関心が高まっていることについて記述してございます。

一方で、世界全体では森林が減少しております。T N F D提言では木材利用に関して、持続可能な管理計画等の下で調達された量の開示が求められていることにも触れてございます。

それから3ページ目でございます。（3）では、我が国の森林資源の充実と利用の現状について記述をしてございます。先ほど申し上げましたような世界的な潮流の中で、国内に目を向けてみると、我が国は世界有数の森林国でございまして、森林面積は70年以上にわたって維持されていること。それから、戦中・戦後の森林の荒廃に対して復旧造林や拡大造林により人工林を造成してきたこと。現在はその約6割が51年生以上で、本格的な利用期にあることなどを記述した上で、このように森林資源が利用期を迎えていた我が国においては、建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性や森林の公益的機能の確保に必要な再造林の推進によって、森林資源の循環利用を確立することが求められていることについて記述してございます。

次に、4ページでございます。第2節では、第1節でもその重要性について触れました木材利用の拡大に向けた取組を記載してございます。

（1）では建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応として、戦後の木材利用に関する環境整備の進展について記述してございます。制度的な対応としては、右の年表にありますとおり、戦後の1950年代までは耐火性能への要請などから、建築物の非木造化が指向されておりましたけれども、その後、規制の合理化が図られ、特に1998年の建築基準法改正による性能規定化を機に、強度や耐火性能を満たせば、中高層建築物等の木造化が可能となったこと。2010年に公共建築物等木材利用促進法が制定されまして、公共建築物は可能な限り木造化、木質化する方針が明確化されたこと。そして2021年には同法が改正をされて、対象が建築物一般に拡大されたことなど、木材利用の拡大にかじを切ってきたことについて記述してございます。

次に、5ページ目でございます。続いて技術的な対応として、木質耐火部材や強度性能の確かなJ A S構造材の開発・利用が進展してきていること。C L Tについてはロードマップを作成して標準的なモデルの普及等を推進していること。さらに、一般流通材等を活用した低層・中層の標準的な木造化モデル等の普及を進めていることなどを記述してございます。

住宅分野におきましては、前回の施策部会でも御意見のありました大径材の利用について、

横架材やツーバイフォー工法等の製材を効率的に製造する技術の開発・普及等を推進していることなどを記述してございます。

その下の建築物への木材利用の進展では、制度面・技術面で木材利用を可能とする環境整備が進展してきた結果として、左下の写真にあるような非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む例が広がり、また、住宅分野ではツーバイフォー工法における国産材利用割合が上昇していること。右下のグラフにありますとおり、製材・合板といった建築用材等における国産材の割合が上昇して、5割を超える水準となっていることについて記述してございます。

次に、6ページ目でございます。（2）では建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応について記述してございます。建築物については建設から解体に至るまでのライフサイクル全体を通じた二酸化炭素排出量の削減が求められており、現在、建築物LCAの制度化に向けた検討が進んでございます。これによって、他資材よりも製造時の排出量が少ない木材の優位性が評価されて、木材利用が進むことが期待されるところでございます。

また、温室効果ガス排出量を算定・報告・公表するいわゆるSHK制度につきまして、来年度から森林による二酸化炭素吸収量や、木材利用による炭素貯蔵量を排出量から差し引くことができるようとする見直しが予定されておりまして、これによって、企業等が自ら所有する建築物における木材利用の効果を定量化して示すことが可能となるなど、木材利用の後押しとなる様々な仕組みが新たに整備されようとしているところでございます。

それから7ページでございます。このような中で、企業においても木材利用の効果に対する認識が広まってきておりまして、建築事業者の方々の間においては、木材利用について対外的に発信をして企業価値を高めようとする動きがあるということでございます。

林野庁としても木材利用の効果を発信・訴求できるよう建築物への木材利用に係る評価ガイドラインを公表して、右下のような形で木材利用の効果の見える化を行う取組を促進するなど、木材利用の効果を評価するための環境整備を進めてございます。

続いて、8ページ目でございます。第3節では、第1節でその重要性について触れました再造林の推進に向けた取組について記載してございます。

(1) は林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化でございます。林地生産力を勘案しつつ、林道からの距離が近いなどの条件の良い箇所で、再造林を確実に進めていく必要がございます。そのような自然的・社会的条件等から、循環利用を推進すべき森林を明らかにするため、左下の図に例示されておりますように、林業適地の選定を推進するとともに、林業経営体の集積・集約化を図ることで再造林の実行性を確保することが重要となってございます。来年

度からは改正森林経営管理法が施行され、右下の図のとおり、地域の関係者が話し合い、集約化構想を作成することで、集積・集約化を通じて森林資源の循環利用を進める仕組みが創設されますので、この仕組みを活用しながら再造林を着実に進めることとしてございます。

9ページ目でございます。（2）は、造林の省力化・低コスト化でございます。再造林を進めるに当たって、従来の造林方法では造林初期費用が立木販売収入を上回ること、育林従事者が減少していることなどが課題となってございます。このため、育林経費の約7割を占める造林初期費用を縮減することや、省力化を進めることが重要となってございます。このような背景から、林野庁ではコンテナ苗や伐採・搬出時に使用した林業機械を活用した伐採と造林の一貫作業、成長等に優れたエリートツリー等の苗木を活用した下刈りの回数の削減等により、省力化・低コスト化を推進しております。その結果、左下のグラフのとおり、省力・低コスト造林の実施面積が増加し、人工造林面積に占める割合は54%まで上昇してきているところでございます。

次、10ページでございます。これらの造林の省力化・低コスト化技術の普及に当たっては、個々の技術の効果や根拠について図表を用いながら解説する技術指針を今年3月に策定しておりまして、今年度中に4地域において現地検討会等を開催して、指針の普及を進めていくこととしてございます。

また、再造林の更なる省力化に向けて新技術の開発・実証も進めておりまして、右下の写真にありますような苗木運搬等を省力化できる小型運搬車の導入が進んでおりますほか、自動運転等の機能を有する下刈り機械の開発・実証を進めてございます。急傾斜地におきましては、苗木等の運搬の省力化を図るため、ドローンを活用する事例も増えているところでございます。

11ページ目にまいります。第4節では、木材利用と再造林をつなぐ取組について記載しております。初めに（1）として、持続可能な木材利用への配慮を求める動きについて触れてございます。2ページでも触れましたとおり、TNFD提言等を受けて、企業において持続可能な木材利用に配慮することが求められておりまして、木材の合法性とともに、その供給元となる森林についても伐採後の更新が担保されていることを確認できることが重要となっております。企業の中には、木材調達のガイドラインを自ら作成し、持続可能な木材利用に向けて国産材の活用を図る取組が広がっているほか、森林の育成に取り組む例も見られます。

林野庁でも今年4月に森林に関するTNFD情報開示の手引きを作成したほか、森林整備や木材利用に関する情報開示に取り組む事例を公表し、企業の取組を促進しているところでございます。

次に、12ページです。（2）では、持続性確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ取組として、具体的な取組事例を交えて記述してございます。

森林資源や木材利用の持続性を確保するためには、国産材需要の拡大や各段階における生産性の向上とともに、木材取引において関係者が再造林を含む森林の育成コストへの理解を深めた上で、価格が形成されることが重要でございますけれども、左下のグラフにありますとおり、価格決定時に再造林費用が意識されている割合は低位となっているところでございます。

一方で、再造林可能な価格で木材を取引する協定を締結するなど、持続可能な木材利用に向けて一体となって取り組む先行事例もみられるところでございます。

林野庁でも木材取引において適切な価格交渉が行われるよう、11月にサプライチェーン全体の取引の適正化に向けたガイドラインを作成し、業界の取組を促進しているところでございます。

次に、13ページを御覧いただければと思います。最後の第5節では、森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくりについて記載してございます。

今年7月に豊かな森林資源を背景とした「森の国」らしい国づくりに向けて、全国で街の木造化を進める「森の国・木の街」づくりに向けた取組を開始してございます。先ほども御紹介しましたとおり、SHK制度に木材利用による炭素貯蔵効果が位置付けられることを踏まえまして、地方公共団体や企業等の参画を得て、街の木造化を推進することとしておりまして、その具体的な取組として10月から「森の国・木の街」づくり宣言への参画を募集しているところでございます。この宣言は、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言するものであります。12月2日時点で236社に宣言していただいておりまして、参画の輪が広がっているところでございます。

次に、14ページを御覧いただければと思います。特集の結びとして、前回の施策部会でも御意見いただきました、多様なステークホルダーが一体となって積極的に取り組むことで循環利用へつながっていく姿をお示ししたいと考えてございます。

T N F D提言等による情報開示の動きや、建築物LCAの制度化、SHK制度の見直しなどを契機といたしまして、企業による木材利用や森林づくりへの参画が拡大しております。さらにJ-クレジットや木質系新素材の取組など、他分野からの参画も期待されるところでございます。これらの多様な主体・分野からの参画を得ながら、木材利用の拡大や再造林の推進を図っていきたいと考えてございます。

これに加えまして、生物多様性にも配慮した多様な森林整備、林業の省力化・生産性向上、

林業労働力の確保・育成、国産材製品の加工・流通の効率化や合理的な木材サプライチェーンの構築などにも取り組みまして、下の図にありますような、森林・林業・木材産業の好循環を確立していくという青写真を描いて特集のまとめにしたいと考えてございます。

特集については以上となります。

次に、15ページ以降がトピックスになります。

まず、15ページ目のトピックスの一つ目、大阪・関西万博についてでございます。今年4月から10月まで開催されました大阪・関西万博におきましては、大屋根リングや日本館などに多くの木材が利用されたことなどについて紹介したいと考えてございます。

さらに、万博において使用された木材が能登半島地震からの復興や今後開催される行事等において再利用されることによりまして、木材利用の機運の更なる醸成が期待されることについて記述してございます。

次に、16ページのトピックスの二つ目、「森業」についてでございます。先月の林政審の本審でも御議論いただきましたけれども、森林の多様な生態系サービスの提供の活用によりまして、人と森林との関係を深め、同時に森林所有者に利益を生み出し、豊かな森林づくりにつなげる森業の推進について記述してございます。

次に17ページでございます。トピックスの三つ目、スマート林業についてです。こちらも先月の林政審の本審にて御紹介いたしましたスマート林業技術の現場実装について取り上げたいと考えてございます。これまで遠隔操作の機能を有する林業機械などの実用化が行われてきておりますけれども、十分な取組が進んでいないような領域も存在するところでございます。今後も林業の課題解決に資するスマート林業技術の定着に向けて、下のイメージにありますとおり、目指すべき将来像等を提示しながら現場実装を推進していくことについて記述してございます。

18ページ目がトピックスの最後になります。昭和100年についてでございます。来年令和8年が昭和元年から起算して満100年に当たりまして、政府全体として昭和100年の関連施策を進めてございます。

昭和時代は戦中・戦後の森林資源の大量利用と復旧造林、拡大造林など現在に至る人工林資源の造成の時代でございます。このような昭和の歴史を振り返りながら、次世代に森林資源を受け継いでいくことの大切さについて記述したいと考えてございます。

続いて、19ページ以降が通常章でございます。これは基本的に例年と大きく構成は変わりませんけれども、新たな記述や時点更新している箇所を中心に説明をさせていただきます。

まず、19ページ目からは第Ⅰ章でございます。第1節の森林の適正な整備・保全の推進の（1）は、我が国の森林の状況と多面的機能について記述しております、森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロ等の目標達成、国土強靭化に寄与していることについて記述してございます。

20ページ目は、（2）として森林の適正な整備・保全のための森林計画制度について、（3）として研究・技術開発及び普及の推進について記述しております。

（3）の二つ目の矢印において、林業イノベーション現場実装推進プログラムに基づく取組などについて、また四つ目の矢印において、技術の普及に向けた林業普及指導員や森林総合監理士といった人材の育成について記述してございます。

21ページ目からは、第Ⅰ章の第2節の森林整備の動向でございます。

（1）の森林整備の推進状況では、森林の多面的機能発揮に向けて、間伐や再造林等の森林整備を推進していることについて、（2）の再造林の着実な実施では、省力化・低コスト化に加えまして、成長に優れた種苗の供給について記述してございます。

次に22ページ、（3）の花粉発生源対策では、2033年度に花粉発生源となるスギ人工林を約2割減少することを目標に、伐採・植替え等の加速化など、対策を総合的に推進していくことなどについて記述してございます。

（4）の路網の整備では、山地災害の激甚化等に対応した路網の強靭化・長寿命化などについて記述してございます。

それから、23ページ目から24ページ目にかけては、（5）森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税について記述してございます。

23ページ目では、まず森林経営管理制度について、制度の進捗状況や五つ目の矢印にありますように、特集でも紹介をいたしました森林経営管理法等の改正内容について記述してございます。

24ページ目では、森林環境税・森林環境譲与税について、譲与税の活用額は年々増加し、間伐等の森林整備や上下流の自治体間の連携などの取組が拡大していることについて記述してございます。

次に（6）社会全体で支える森林づくりでは、近年、企業による森林づくり活動の実施箇所数が増加していることや、森林由来のJ-クレジット認証量が大幅に増加していることなどについて記述してございます。

次に、25ページでございます。第Ⅰ章の第3節は森林保全の動向でございます。

(1) は、保安林等の管理及び保全として、保安林制度や林地開発許可制度について記述しております。林地開発許可制度については、森林法改正によって来年4月から許可条件違反に対する罰則を新設するなど、実効性の強化を図ることについても記述してございます。

(2) は、山地災害等への対応として、2025年の山地災害等の被害状況や被害発生時の災害復旧の取組、国土強靭化に向けた治山対策の取組について記述してございます。

それから26ページでは、(3) 森林における生物多様性の保全として、昨年度の特集でも取り上げました生物多様性について、2022年の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択など国際的な動きや、自然共生サイトなどの国内の動き、それから「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」の策定など、林野庁の取組についても記述したいと考えてございます。

27ページ目では、(4) 森林被害対策の推進として、野生鳥獣被害や森林病害虫被害、林野火災等への対策について記述しております。

二つ目の矢印では、11月に関係省庁で作成いたしました「クマ被害対策パッケージ」に基づきまして、針広混交林化や広葉樹林への誘導等を推進していくことについて記述してございます。

また、五つ目の矢印では、正に現在も群馬、神奈川で林野火災が発生しておりますけれども、今年2月から3月にかけて大規模な林野火災が相次いで発生したこと、8月には特に大きな被害となった大船渡市林野火災を踏まえて取りまとめられた消防防災対策の方に関する検討会報告書について記載してございます。

28ページ目からは、第Ⅰ章の第4節の国際的な取組の推進でございます。

(1) では、持続可能な森林経営の推進、(2) では、地球温暖化対策と森林、また、29ページの(3) では、我が国の国際協力について、それぞれ例年どおり記述したいと考えてございます。

続いて、30ページ目からが第Ⅱ章でございます。

第1節の林業の動向の(1) は、林業生産の動向として、林業産出額、国産材の素材生産量が増加傾向で推移していることについて記述してございます。

31ページ目は、(2) 林業経営の動向でございます。こちらは主に2020年の農林業センサスなどを基に記述しております。現時点で大きな変更はございません。

32ページ目は、(3) 林業労働力の動向でございます。労働力の確保に向けて「緑の雇用」事業等を推進していることや、六つ目の矢印にありますとおり、昨年のトピックスでも取り上

げました技能検定などによって、林業従事者の処遇改善を推進していることなどについて記述してございます。

それから、33ページ目から34ページ目にかけては、（4）林業経営の効率化に向けた取組でございます。

33ページ目では、二つ目の矢印のとおり、森林経営管理制度や森林経営計画制度によりまして、集積・集約化を推進していることや、最後の六つ目の矢印のとおり、集約化を担う森林施業プランナー等の人材育成について記載してございます。

34ページ目では、生産性や安全性の向上に向けた取組として、これまで取り組んできた「新しい林業」の経営モデルの実証や、その普及、地域一体でデジタル技術をフル活用する「デジタル林業戦略拠点」の取組について記載してございます。

35ページ目は、第Ⅱ章第2節の特用林産物の動向です。（1）きのこ類等の動向では、特用林産物が林業産出額の約4割を占め、そのうちの9割以上がきのこ類となっていること。（2）薪炭・竹材・漆の動向では、各品目の生産量の動向などについて記述してございます。

36ページ目は、第Ⅱ章第3節の山村の動向でございます。（1）で山村の現状について記述いたしますとともに、（2）では山村の活性化として、トピックスでも取り上げております森業の推進などについて記述してございます。

37ページ目からが第Ⅲ章でございます。

第1節の木材需給の動向では、（1）世界の木材需給の動向について、統計数値に基づき記述しまして、（2）我が国の木材需給の動向については、2024年の木材自給率が42.5%となつたことなどについて記述してございます。

38ページの（3）木材価格の動向では、製品・素材それぞれの価格動向について、今後2025年の数値に更新していくこととしてございます。また、（4）違法伐採対策については、今年4月に施行されました改正クリーンウッド法に基づく取組などについて記述してございます。

39ページ目は、第Ⅲ章の第2節木材利用の動向でございます。（1）で木材利用の意義について改めて解説した上で、次の40ページ目では、（2）として建築分野における木材利用について記述してございます。建築用木材の需要の大部分は低層住宅分野となっておりまして、住宅分野における一番下の矢印にありますとおり、スギ材で対応可能な住宅用部材のスギJAS構造材等への転換を推進していることなどについて記述してございます。

次に、41ページ目でございます。非住宅・中高層建築物の木造化、木質化について、右の表にありますとおり、「都市の木造化推進法」に基づく協定の締結などを進めることで促進を図

っていることなどについて記述してございます。

42ページ目は、（3）木質バイオマスの利用でございます。改質リグニンなど新たなマテリアル利用に向けた技術実証の取組を進めていること、エネルギー利用については、燃料材の消費量が右下のグラフのとおり、年々増加していることなどについて記述してございます。

43ページ目は、（4）消費者等に対する木質利用の普及として、「木づかい運動」や「木育」について記述するとともに、（5）木材輸出の取組では、木材輸出が近年増加傾向であることなどや、輸出促進に向けた取組について記述してございます。

44ページ目は、第III章第3節の木材産業の動向でございます。（1）木材産業の概況では、木材・木製品製造業の付加価値額の動向について、（2）木材産業の競争力強化では、国際競争力や地場競争力の強化に向けた取組や、品質・性能の確かなJAS構造材の供給に向けた取組などについて記述してございます。

それから、45ページ目は（3）では国産材の活用に向けた新たな製品・技術の開発・普及について、また（4）では、46ページ目にかけて、木材産業の各部門の動向として、国産材の利用割合が長期的に上昇傾向であることなどについて記述してございます。

47ページ目からは第IV章でございます。

第1節では、国有林野の役割について記述するとともに、次の48ページ目からの第2節では、国有林野事業の具体的な取組として、（1）では公益重視の管理経営の一層の推進、49ページ目の（2）では、森林・林業施策全体の推進への貢献、（3）では「国民の森林」としての管理経営などについて、それぞれ記述してございます。

50ページ目からは、第V章でございます。

第1節の東日本大震災からの復興に向けた今後の方針と取組の（1）では、東日本大震災からの復興に向けてとして、今年6月に変更された「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づきまして、帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて行う取組内容について記述してございます。そして（2）、（3）では、復旧・復興の進捗について記述してございます。

51ページ目から52ページ目にかけては、第2節原子力災害からの復興として、しいたけ等の原木となる広葉樹林の再生に向けて取り組んでいる「里山・広葉樹林再生プロジェクト」や、安全な特用林産物の供給に向けた取組などについて記述してございます。

最後に53ページ目は、令和8年度に講じようとする施策について、現行の森林・林業基本計画の項目立てに沿って予算等に基づき整理をしたいと考えてございます。

以上が主要記述事項の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○藤掛部会長 横山課長、ありがとうございました。

それでは、今御説明いただきました白書の構成、主要記述事項につきまして、各委員からコメントを頂きたいと存じます。時間は1時間半近く予定されていますので、しっかり御議論いただければと思っております。今回、骨子が示されたということで、そういう骨子でいいのかということもありますし、また、そこにどういったことを付け加えていくかというようなことで、今後の参考になるような御意見いただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

では、特集が大事かと思いますので、まず特集について御議論いただこうと思います。その後、トピックスについて、そして最後、通常章についてと三つに分けて進めようと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、特集に戻っていただきまして、御意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。特集、森林資源の循環利用の確立に向けて、副題として、木材利用と再造林をつなぐということで骨子を御説明いただきました。いかがでしょうか。

日當委員から手が挙がっているということでよろしいですか。聞こえていますでしょうか、日當委員、おはようございます。よろしくお願ひします。

○日當委員 今回ウェブ参加で大変失礼します。よろしいでしょうか。

○藤掛部会長 大丈夫です。よろしくお願ひします。

○日當委員 特集の御説明いただきありがとうございました。

ページ数でいうと、5ページですが、建築用材等における国産材利用量と自給率の推移ということで、建築用材への自給率というふうなことで、これは私、今まで自給率というところでは総需要量に対しての自給率というところは今回も本文の方で紹介されており、年々上昇しておるんですが、一番なじみやすいというんでしようか、建築用材等の自給率というところがもっともっと出てくるといいなと思って期待はして、いつも眺めていたんですが、今回このような形で御紹介を頂きました。そういう中で、今回は製材用材及び合板用材建築用材として集計というふうなことで御紹介いただきまして、52.9%ということで、肌感覚として多分こんな感じかなと思って大変喜ばしいところですが、このような整理で、木材需給表が製材用材及び合板用材を建築用材として集計して、そこから自給率を算定するというふうなところは、これまで行われていたのでしょうか。是非行ってほしいという観点からの御質問でございまして、教えてほしいなと思って具体的に挙げさせていただきました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

建築用材等の自給率という計算の仕方がこれまであったかというような御質問ですが、いかがでしょうか。

○横山企画課長 従来から製材・合板用材、工場に入ってくる段階での数字を捕まえて自給率を算出するというやり方で計算を従来から行ってきてございます。

○日當委員 回答いただきましてありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

昨年、この数字が初めてというか、久しぶりに50%を超えて、大変示す意味がある数値かなと思います。ありがとうございます。

では、そのほか特集につきまして、御意見いかがでしょうか。

○大内委員 再造林に向けた取組の8ページのところで、林地生産力を勘案しつつ、集積・集約化した部分については条件の良いところだけを再造林するという形で、条件の悪いところはどうするのかなというところもあって、平均傾斜が緩やかなところで、良い場所だけ植えて、あとは植えないような解釈に取られやすいところがあるのかなというところで、それも含めて、どうしても山だと条件の悪いところもありますので、国として最低、今50%ぐらい再造林があるので、今後7割とか8割にもっていくとか、そういう目標数値も入れたらどうなのか、御検討をお願いします。

それから、12ページの方で木材利用と再造林をつなぐ取組ということで、これについても3番目の部分で、再造林が可能となる価格で木材を取引する協定はしていても、やっぱり木材製品価格に左右されます。山元価格が一時ウッドショックで上がったものの、依然として低価格で推移している状況のところもあります。先月、視察に行った栃木の方は材質的にも良いので価格は安定しています。けれども、いろんな地域においては価格差もありますので、この辺のもう少し材価が安いというところを見せる木材価格の推移表を、今までの推移をこれぐらい木材価格が安いので、再造林するためにはこれぐらいまでの最低目標価格をもっていくとか、コストに見合った目標値を入れればいいのかなと思ったりもしています。その辺の御見解をお聞かせください。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

時間十分あると思うので、よろしいですか、一つ一つお答えいただいて。

○土居計画課長 計画課長です。御質問ありがとうございます。

再造林について条件の良いところはやっていくけれども、悪いところはどうするのかというお話をと、再造林の目標を設定してはどうかという二つ、まずお答えできればと思います。

条件の良いところは、このように木材生産機能の高いところということで、効率的な施業が可能な森林の区域を設定して、循環利用のために再造林を誘導していくことということで、それ以外というか、奥地で全く成長が悪いようなところについては、また伐って再造林をするというのではなくなかなか難しいというようなところもありますので、そこは抜き伐りをして針広混交林にもっていくということで考えております。一方で、奥地であってもかなり成長が良くて林道を通せば利用できるとか、そうしたところは利用していくとか、そういうやり方があるのかなと考えているところでございます。

あと再造林の目標ということですが、目標といえるものかどうかというのはありますけれども、例えば全国森林計画などでも更新の計画について、人工造林と天然更新をどれぐらいでやっていくかということも示しているところでありますので、こうしたものはある中で、しっかりとそれに沿って達成できるように取り組んでいくということかなと考えております。

○福田木材産業課長 木材産業課長でございます。

価格の関係につきましては、御指摘のとおり、山元価格をどう上げていくのかということは一番の課題だと私どもも思っております。その中で、サプライチェーン全体で付加価値を向上して全体での価格を上げていくと同時に、各段階で生産性を上げて低コスト化を進めて、なるべく山元にお金が返っていくという方向で進めていきたいと思っております。記述については、もう少し記述量を増やしてほしいということかと思いますので、どこまで増やせるかについては更に検討したいと思います。

○大内委員 ありがとうございます。

一番の問題は再造林を進めるにしても何にしても、一番は山元価格に懸かっているので、いろんな理由はあるものの、山元価格を上げていかないことには山への関心とか、次の世代に渡すとか、全部山元価格の関係が一番関係しているのかなと思うので、どうしてもいつまでもしわ寄せが山元に来るということでなくて、それを何とか、価格を林野の皆さんに言っても、それは難しいところかもしれませんけれども、それを高みにもっていくというようなことをここに挙げてもらえばなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○横山企画課長 各項目についての説明はそれぞれ担当課長から説明させていただいたとおりでございますけれども、例えば森林整備の目標とかはどちらかというと、午後に御議論いただく本審の基本計画の方で盛り込んでいくということで、指向する森林の状態など、しっかり目

標を検討していきたいと思います。こちらの白書については、動向を記載させていただくものでありますので、目標というより今の進捗状況でありますとか、今後の見通しというものについて記載をさせていただくという感じになろうかと思います。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして斎藤委員、お願ひします。

○斎藤委員 特集は大変網羅的に、全体の流れが見えるよう分かりやすく記述いただいていると存じます。特に第4ページでは、これまでの経緯や、木材利用へと舵を切っている現在の立ち位置がよくわかるよう、振り返りながら経緯を整理していただいており、非常に理解しやすく工夫していただいている。私からは質問が1点と、希望が1点ございます。

まず質問は2ページ目の矢印の2つ目と3つ目について、恐らく世界についての話だと思うのですが、日本のことなのだろうかと少し迷いました。下の図の方ではおそらく両方を取り上げていると思いますが、対象が明確に分かるように記載していただけると良いかと思います。

希望ですが、特集では数値データを挙げて、定量化して具体的に示していただけると、規模感が身近に分かり、より理解しやすくなるかと存じます。森林資源の循環利用の確立という大きなテーマの中で、どのような数値基準で考えるべきかスケールを個々に示していただく良いと思います。例えば3ページ目の「我が国の森林資源の充実と利用の現状」では、数値が挙げられて記述が明快です。数値は立場によって捉え方が異なったり、限られたスペースに数値を入れること自体が難しかったりする場合もあるかと思います。しかし、白書の説明会で使用される原稿になることも鑑み、大内委員からのご意見にもありましたように、可能な範囲で数値を入れていただけると、より分かりやすくなるかと存じます。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

よろしいですか。

○横山企画課長 御指摘のとおりだと思いますので、なるべく数字的に定量化して、読みやすくなるように工夫をしたいと思います。最初の森林資源の関心への高まりのところも、世界のこと、日本のこと両方ありますけれども、どちらのことを書いているのか、あるいは両方のことを書いているのか、もっと分かるように記述していきたいと思います。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、いかがでしょうか。

川上委員、お願ひします。

○川上委員 川上です。よろしくお願ひします。

私からは12ページについて、是非ここに事例を入れていただければと思います。一つは10月の林政審議会の資料にあった協定取引の事例として、佐伯市など4者の取組がいいと思います。もう一つは、持続性の確保に向けた木材取引の仕組みとして、一般社団法人「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」の取組があり、こちらは令和7年10月から本格稼働予定と記載されていましたが、ホームページを確認しましたら、特に進展はないようなので結構難しいものなのかなと感じましたが、いずれにしましても協定締結の事例や、再造林の基金設立の具体的な動きを載せるといいかなと思いました。

もう一点は、14ページになります。多様な主体で支える森林資源の循環利用という表題になっていますが、この内容を見ると、企業や自治体しか見えてこないということで、やはり国民の参加も重要ですので、例えばですが、国民一人一人が適正な価格や取引で売買される木材を選択することが重要であるとか、そういったことを理解することが重要というような記載を入れることはできないかと思いました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

2点御指摘ですが、いかがでしょうか。

○横山企画課長 いずれも重要な御指摘だと思います。

まず、価格の話で事例をというお話をいただきました。構成案の資料でスペースの関係もあって入れてございませんけれども、本文案作成に当たっては、今お話のあった佐伯市の事例でありますとか、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」の事例、10月の審議会でお示しをさせていただいた事例についても取り上げていきたいと思います。

それから、14ページの部分につきましても、正におっしゃるとおりで、「木づかい運動」とか「木育」については通常章でも取り上げさせていただいていますけれども、そういった国民の皆様の理解醸成も非常に重要なと思いますので、そのような記述も加えていきたいと思います。ありがとうございます。

○川上委員 ありがとうございます。

○藤掛部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。

林田委員、お願ひします。

○林田委員 林田でございます。前回9月、すみません、欠席していましたので、議事録を読

んでまいりましたけれども、重複があつたら御容赦ください。

私は二つございまして、一つは3ページです。私、ここは非常に大事なページだと実は思っておりまして、この記載、上の四角の箱に記載があるんですが、森林資源が利用期を迎えておりまして、我が国においては、建築物等への木材利用の拡大と持続性確保等に必要な再造林の推進により、森林資源の循環利用を確立することが求められているという記載がございます。そのとおりだと私も思うんですが、実はこの件って多くの人にとっては自明ではないんじゃないかなと思っています。利用期を迎えてるので、伐って循環しないといけないというよりも、いよいよそういう循環利用ができる、理想的な循環利用ができる時期に来たんだということではないのかなと私は思っています。というのは、私は森林・林業に関わるのは3年ぐらいでして、昔、本当に日本がはげ山であったとか、そこからみんな一生懸命植林をしていた、その間、輸入材をどんどん買っていた、間伐主体になって、やっと主伐ができるようになってきたということをずっと理解できていなかったところです。多くの読者は多分そうじゃないかなというふうに思うんです。ですので、そういう歴史をきっちり書くこと。それから、循環利用というのが理想的な姿であるんだ、ですので、それをこういう形でもっていくんだというような書き方に対するのが良いのではないかなど。その方が理解しやすいんじゃないかなというふうに思っています。

二つ目は、12ページです。実は大内委員と川上委員のおっしゃったことと似ているんですけども、木材利用と再造林をつなぐ、「つなぐ」というのが非常にキーワードだと私も思うんですが、つなぐにおいては国民意識の向上がやっぱり要るのだろうと思っています。川上と川下の業者の中でそういうやり取りをするだけでは多分終わらなくて、絶対に国民意識の向上が要るので、それを何らかの形で記載できないかなと。「森の国・木の街」づくりというのも多分その発想だと思うんですけども、そこを検討いただければと思います。以上2点です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

では、お答えいただいてよろしいですか。

○横山企画課長 ありがとうございます。

2点頂いて、いずれもそのとおりだと思います。森林資源の循環利用につきまして、正に国民の皆さんに歴史的な経緯など、理解していただけていない部分については、我々の情報提供不足もあってということだと思いますので、白書を通じて、先ほど昭和100年のところでも触れさせていただきましたけれども、日本が戦中・戦後の大量利用からはげ山になって、そこから造林をしてきたこと、そして主伐期を迎えてという流れの中で循環利用が必要になっている、

あるいは循環利用できるような環境が整ってきているといった流れをしっかりと記述できるようにしていきたいと思いますし、また、先ほどのつなぐのところについても、おっしゃるとおりで国民の皆さん理解を得ながら、しっかりと選択していただけるような環境を整えることが価格形成にもつながっていくと思いますので、そのような記述もしっかりと入れていきたいと思います。ありがとうございます。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

では、いかがですか、五味委員。

○五味委員 ありがとうございます。

私も今、林田委員がおっしゃったところ、そのとおりだなと思いました。この部分で一つ重要な点は3ページ目ですが、災害が発生していたという過去の事例も踏まえて、森林の循環利用期になっている点です。まさに森林を循環して利用できるようになってきている点、森林資源が充実し、以前の白書の方でも示されている災害の発生の規模が小さくなってきており、この状況の中で、伐採から再造林を進めていく次の段階に入っている点が重要です。また、充実して森林の利用期を迎えるに至っているというところの中には、山としては充実し、かつての森林の過剰利用な時期ほどの災害の発生数ではないことも踏まえて記述いただくといいと思います。

特集の全体の流れの中で、生産から利用の箇所ですが、流通について十分な記述がないと、印象を受けました。強いて言うならば、流通について12ページ目ですが、森林の資源としての充実、木材の利用という川下、その間を持つ流通について、流通の課題点や施策の方向性とを含めて、1枚スライドの追加を含めて記述の充実が望ましいと思います。

個別の箇所では、例えば8ページ目ですが、林業経営体の集積・集約化は非常に大事ですが、もう一つ重要になってくる点は、林地の整備で重要となる路網の整備かと思います。集約化することによる路網の整備やその効率化について、記述を追加いただいてもいいのかと思います。

斎藤委員のご指摘と関連する数値ですが、私もこれは重要と思っています。例えば流通から木材まで至る日本における木材の収支など、山にどれだけの木材があり、どれだけ国産材を伐採・搬出し、川下での木材利用量などの全体の木材収支とが、わかるといいかと思います。一概に木材の収入と支出のような形では出せないかと思いますが、このような数字やその量などの規模感として日本の森林資源が回り得るのかをわかりやすく説明できるかと思います。

最後もう一つ細かい点で、12ページ目の基金の箇所ですが、全国で今21道県の28の再造林支援基金ですが、この21道県で28の基金のうち、このプラス7とはどのような基金でしょうか、

気になったところです。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

いくつか御意見いただきましたが、どこからいきますか。

○横山企画課長 まず私の方からお話しさせていただきます。御指摘のあった森林資源が整ってきたことを災害の状況とともに交えて、どこまでをどの章で書き切れるかというところはありますけれども、その辺りは昭和100年の話もありますので、どのように山が整ってきたかというところを、何らかの形で触れられるように検討したいと思います。

あと木材流通の関係の記述ですけれども、これもなかなか特集のところでどこまで書けるかというところで、お示しいただいたとおり、価格、つなぐ取組のところで12ページの一つ目で少し触れさせていただいたような感じで、そこを実際本文のところでもう少し充実させて記載していくような形になろうかと思います。文章量が限られている中で木材利用と再造林に焦点を当てる中で、流通の話をどれぐらい書けるかというのはありますが、何らかの形でしっかり流通の取組、ここに書かせていただいたような生産性の向上の取組でありますとか、そのような内容については触れさせていただきたいと思っております。

また、路網などの話については、それぞれ担当課長から説明させていただきます。

○諒訪整備課長 整備課長の諒訪と申します。

路網のところと基金のところ、御指摘いただいてありがとうございます。

路網については正におっしゃるとおりでして、条件の良いところでもやはり道がないと木材が出せませんし、当然道がないと木材の出せたとしても費用も上がりますので、そういうふうなところにしっかりやっていくというふうに今もやっておりますし、当然こちらの方にも記載させていただきたいと思っております。

基金については、県としてやっているものもあれば、いわゆる基礎自治体としてやっているものなどありますので、そういうふうなものも含めて県の数と基金の数が違うということでございます。

以上でございます。

○藤掛部会長 五味委員、よろしいでしょうか。何か加えてありますか。

○五味委員 今の基金の箇所で、括弧書きでもいいので、書いていただいてもいいのかなと思いました。つまり、基金を充実させるということが、都道府県レベルと基礎自治体レベルの両方でできるということが伝わるほうがいいかと思います。今後、このような基金を導入したい

と思っている各自治体や基礎自治体の関係者さんが読んだときに気が付くというようなことがあるかと思いますので、お願ひします。

○藤掛部会長 よろしかったですかね。

それでは、一通り御発言いただいたかと思いますが、特集についてはよろしいですか。

私からも意見させていただいてよろしいでしょうか。

私が一つ思いますのは、皆さんからここは再造林と木材利用をつなぐということで、その中でやはり木材利用に関して企業側の取組とか中心に書いていただいているが、木材の利用としたら住宅が中心ですし、国民の理解みたいなことが、一般の消費者の方の理解がどう得られるかというところにつなげていくことが大事かなと思うんですが、令和5年度に最新のものがありますが、森林と生活に関する世論調査、いつも機能については毎年白書に出てきますけれども、木材を利用する意義をどう感じているかみたいな質問があって、前回の令和元年度のときと比べると、そういう再生可能な資源であることを評価するみたいな意見が増えたりしているのを見ました。ただ、でもやっぱりそこまで高くないみたいなところもあって、国民の皆さんに木材使っていただくことの理解、それをもっと進めていくようなことの記述と、そういう世論調査の結果なども用いながら、企業だけではなくて、そちら側にも触れていただくようなことができると幅広い記述になって良いのではないかというふうに思ったというのが一つあります。

それともう一つは、再三出てきておりましたが、林政審議会の本審の資料ではあったと思うんですが、やはり各段階で価格がこうで、やはり立木価格が厳しいというような辺りというのを、やはり示していただくと何が大きな課題なのかというようなことが分かり、そういう中の適正化の取組だとか、そういう話だし、国民の皆さんに御理解いただきたいということがもつとはつきり言えるのかなということは感じました。立木価格は通常の一般の製品とか商品と違いまして、数十年掛けて育てているので、今、価格が安いから供給できませんというようなことが言えないようなところがあって、しばらく価格が安くても供給が続いて、その代わり再造林がされなくて、そうすると長期的にはやっぱり合わないから供給できませんということになるんだけれども、それを待っているわけにはいかないというのが政策の課題だと思います。それを国民の皆さんに分かっていただくというのは難しいところではあるとは思うんですけれども、でも何かそういったことも是非説明していただき、そのような感覚で国民に理解を頂くようなことが立木価格に関してはできればなというふうに思っているところで、難しいのかもしれませんのが、御検討いただければというふうに思います。

余談になるかもしれません、住んでよし、心に何とか木の住まいとかいう標語があると思うんですけども、木材の利用というのは木材としての心地よさとか、そういうことでこれまで木材業界さんもアピールしてこられたと思うんですけども、そうでない資源環境としての価値とか、その中で助けていただくようなきっかけになるような特集になれば意義深いのではないかというふうに考えております。

すみません、私からはそういうことです、もし御意見いただければお願ひします。

○横山企画課長 ありがとうございます。

我々としても木材利用拡大に向けた取組あるいは理解醸成といったときに、どうしても関係者が頭に浮かんで、それを中心に書いてしまう、それも大事だと思うんですけども、おっしゃるとおり最終的に住んでいただく、使っていただく消費者の方々の理解というところですね。部会長、また各委員の皆様からも御指摘あったと思います。国民の皆さんへの理解醸成というのもしっかりと入れ込んで作っていきたいと思います。

それから、価格の関係は林政審議会本審でお示ししたように「形成の姿」のようなイメージとして載せさせていただいた部分がありまして、なかなか年次報告に載せにくい部分ではございますけれども、ただ全体の価格の動向は当然この年次報告の中でもしっかりと載せさせていただいて、動向について理解を頂けるようにしていきたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

それでは、トピックスの方にまいりたいと思います。トピックス、今回四つ上げていただいております。15ページから四つですが、この点につきまして内容ですとか、あるいは他にこういうトピックスがあるんではないかというのもあるかもしれません、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

では、川上委員、お願ひします。

○川上委員 川上です。

トピックスの4で昭和100年について、1ページの中にどれだけのことが書けるか難しいところだと思いますが、森林・林業の歩みということで、法律などの流れが載っていますが、私が林業行政に携わって、100年のうちの3分の1ですが、ここに書かれていない大きな動きと思っているのが、新たな木材の使い道となった木質バイオマス発電、その関連でF I T制度です。昔は燃料として木材を使っていましたが、これまで化石燃料を使ってきて、この動きは業界にとって大きな出来事だったんじゃないのかなと思います。次世代に森林をつなぐというテーマにそぐわなければ書く必要はないんですが、用途が広がったという面では大きなものだっ

たと思いますので、何か文章の中で書き込めるといいと思いました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

この点につきましてはいかがでしょうか。

○横山企画課長 ありがとうございます。

昭和100年、これ政府全体として取り上げていくということで、森林・林業白書でも取り上げさせていただきたいと思っておりまして、18ページを御覧いただくとお分かりいただけます。主だったところでもかなり文字数が多くなっていて、なかなか骨子案のところで載せられるのは限られてくるんですけども、当然おっしゃっていただいたとおり、木質バイオマスの伸びというのは、発電はもちろんそうですけれども、熱利用も含めて木質バイオマスの需要が伸びてきているということをおっしゃるとおり、昭和100年の中で特に直近の大きな動きだというふうに思いますので、そこは白書本文の中でトピックスとしてしっかり盛り込んでいきたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、日當委員、手を挙げていただいていると思うんですが、御意見いただけますでしょうか。

○日當委員 ありがとうございます。

私の方からトピックス、それぞれが大変すばらしい内容だと思いますが、前回の部会で議論されたか失念していたので御検討いただければと思いまして、実は最近まだ継続しております。森林火災が全国的に顕著になってきて、私の地元の岩手県でも大きな火災がありました。その後の動きも結構林野庁としても動かれておりまして、本文の方でも御紹介いただいているとおりですが、私としては是非これは大変大きな出来事でもありますし、トピックスで御紹介いただいてはどうなのかなというところの御提案をさせていただければと思っています。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

森林火災を取り上げてはどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

○横山企画課長 林野火災も今おっしゃるとおりで、大規模化した大船渡市の林野火災もございましたけれども、今もまた林野火災発生してございます。非常に重要なテーマだと思いますので、それも検討させていただきたいと思います。

○藤掛部会長 では、検討をいただくということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ます。

では、大内委員、お願ひします。

○大内委員 大内です。

トピックスの中で、四つと限られているのか分かりませんけれども、前の特集で再造林を特に強調しているんですけども、基金とかの部分もあったり、あと環境税でうまく再造林をつないでいるところもあって、トピックスの中でも再造林、良い事例を1枚ぐらい、例えば先月視察で行った栃木県さんでは、県の環境税から所有者負担の残分を全部出しているとか、それで再造林を100%進めているとか、そういう良い事例とか基金とか併せて再造林に全国でこのような良い事例を挙げて、推進につながればなと思っていますけれども、前の特集なのか、トピックスなのか、その辺りをよろしくお願ひします。

○藤掛部会長 いかがでしょうか。

○横山企画課長 ありがとうございます。

トピックスは四つに限るということでは特にないんですけども、資料の参考1で過去直近で見ますと、最大で六つぐらい設定したことございますので、ある程度増えてもというところはありますが、再造林の取組、譲与税を活用した再造林の取組であるとか基金とか、そういった辺りはどちらかというと、特集の中である程度しっかりと触れさせていただきたいと思っていますので、そっちの方でしっかりと書ければと思っているところでございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

コラム的なものとか、お願ひしたいと思います。

では、ほかにいかがでしょうか、トピックスについて。

では、林田委員、お願ひします。

○林田委員 ありがとうございます。

トピックスは私はつかみのようなものだと思っていますので、余り体系的にならずともニュースがあればぽんと出すということがいいんじゃないかなと思っています。その意味でいくと、これは採用されるかはお任せしますが、森林経営管理制度の改正というのは、私は意図を持って入れてもいいんじゃないかなとは思っています。それが一つです。

それと、同じような観点でいくと、スマート林業の新たな展開というのがあります。通常章に書いてあるようなこととかぶっては面白くないので、難しいかもしれません。こんなことができましたとか、そういうものがあるとつかみ的なトピックスとしては面白いんじゃないかなと感じた次第です。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

2点、いかがでしょうか。

○横山企画課長 森林経営管理法の話については、これは6年度白書でも森林経営管理制度5年間の取組成果というのを一つのトピックスとして取り上げさせていただいたところではあります、また来年4月から改正の施行があるところでございます。そこもまた検討させていただきたいと思います。また、スマート林業については目新しいものということですので、よく担当課とも相談をして、どこまで書けるのか考えたいと思います。ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

○諫訪整備課長 すみません、少し出遅れてしまったんですが、先ほど岩手県の大船渡市の山火事の件、日當委員からありました。トピックスに取り上げるかどうか、先ほど企画課長の方からもお話しさせていただいたんですけども、少し状況をお話しさせていただくと、2月に向けて復旧計画を作るという形で災害査定も含めてやっております。ですので、トピックスに書く時点で消防庁とかと検討会をやったとか、そういう政府レベルのものはあるとして、現地レベルの動きが今のトピックスの時点で少し間に合うのかというと、担当課長として考えていますと、いわゆる現場の動きというのが少しだ書きづらいのかなというふうに思っておりますので、そういう点も含めてトピックスがいいのか、若しくは本文の中でいいのかは、また少し検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。ただ、復旧については地元含めて林野庁も連携してしっかり頑張っております。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

先ほどの日當委員からの御意見に対する御回答でした。ありがとうございます。

トピックスですが、そのほかいかがでしょうか。ございますか。

五味委員、お願ひします。

○五味委員 ありがとうございます。

私も林野火災の件はトピックスに出していくのかなと思っていたのですが、今、お話を聞いて、そういうことなのかと分かりました。それと関連するならば、野生動物の件とかも含めてトピックとしても、これまでの経緯、それほど野生動物管理の関連の話はなかったので、これもトピックで出すべき中身なのかというところはまた御検討いただければと思います。

先ほどお話にあったスマート林業のところですけれども、私もここへもうちょっとグッドプ

ラクティスを出していくようなものがあつていいのではないかと思いました。今はイメージでこれをやるというのを宣言するというようなことよりは、むしろこういうのが進んでいるというものを出していくのが良いと思います。ですので、この下のイメージのところに、もうちょっとどこで何をやっているのかみたいな話が出てくると、今、場所が何も明記されていないので、そういう具体例があるといいのではないかと思ったところです。

もう一つは、同じく昭和100年のところで、先ほどの話がありましたように、やはり森が充実してきて災害が減る話というのも、ここに書いていただくといいのかなと。これも先ほどお話をあったところで、あとその下の昭和30年頃の植付けの様子ってありますけれども、これはどこだろうというのが気になったので、もし分かるようでしたら、場所を明記していただくといいのかなというところで、細かいところも含めてなんですが、よろしくお願ひします。

あともう一つ。万博の話ですけれども、今、4ポツ目のところに海外パビリオンにもおいてとか、国内パビリオンにおいて外装に国産材が利用というような、木材利用が日本館だけではなく使われているということですので、スペースに余裕があるようでしたら、そういった国産材が利用しているそのほかのパビリオンの写真も入れていただくといいのかなと思いました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

最初は野生動物、あるいはスマ林、それから100年の記述、そして万博の記述についてということで御指摘ありがとうございましたが、いかがでしょうか。

○横山企画課長 まず、それぞれの記述について、例えばグッドプラクティスとか場所の記載とか、しっかり具体に書いていくことは、万博のパビリオンの関係も含めて、それぞれのトピックスにおいてしっかり対応したいと思います。

○松本研究指導課長 研究指導課長、松本でございます。

野生鳥獣の関係でございますが、昨今ですと特にクマの対策、政府でもクマ対策パッケージを作りましたけれども、これに基づく取組をこれからしっかりとやっていくというところでございます。また、シカ等の森林への被害の対策や、病虫害の対策もやらなきゃいけない、その辺りも本文でもしっかりと、これまでやってきたことと、これからやっていくことを詳しく御説明していきたいと考えてございます。記載内容については検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○藤掛部会長 よろしいですか。五味委員、よろしいでしょうか。

○五味委員 はい。

○斎藤委員 このタイミングで適切か分かりませんが、ちょうど林田委員と五味委員からスマート林業についてご意見がありましたので発言させていただきます。実は、私はスマート林業を特集で読みたい、いつかこのテーマを特集していただけないだろうか、と以前から強く思つておりました。スマート林業について知り、こうした取り組みも技術的に可能だという知識を得ることで、将来の行動が変わる可能性がありますし、また若者を惹きつけるきっかけにもなるのではないでしょうか。

林業の未来の可能性の描画を、例えば大苗のような技術も含めて幅広く、取り上げていただけたらと思います。すでに実装されているものから、「ドラえもん林業」のような未来の先進的な可能性までを扱っていただけたらとても面白いのではないかと考えます。以上、コメントでございます。

○藤掛部会長 将来は特集にという御意見ですが。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。御意見ありがとうございます。

正に今できている最先端のものも御紹介させていただきたいと思います。また、これからこういうことをやっていきたい、そうすると、林業や森林がこういうふうに良くなっていく、というところも分かるよう記載を工夫したいと思います。よろしくお願ひします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、トピックス終わりまして、3番目に通常章について御議論いただければと思います。長いところですが、どこからでも結構ですので、こういう記述をした方がといったようなお気付きの点があれば、御指摘いただきたいと思います。それでは、どこからでも結構ですが、いかがでしょうか。

斎藤委員、お願ひします。

○斎藤委員 35ページの特用林産物の「薪炭・竹材・漆の動向」については、白書でこそ取り上げていただきたいと存じます。ニッチな分野かもしれません、林業の一側面として非常に重要であると思われます。竹の手入れは、放置竹林や竹害が問題となる中、環境整備とも関わっています。漆は文化財と深く結びつき、数十種に及ぶ分業職種によって支えられる伝統文化です。こうした世界は、担い手である匠の方々が減少しつつも、少数で守り続けています。こうした背景に触れていただいて、これらの特用林産物がどのような位置付けにあり、どのような状況で、なぜ重要なのか、どんな経緯で現在に至っているのかを示していただけると有難いと思います。スペースは限られていると思いますので、キーワードを想起させる短い記述でも構いません。

42ページの木質バイオマス利用について、「2 木材利用の動向」の中の項目として、カスクード利用に配慮した記述をいただいたことに御礼申し上げます。川上委員のご意見にありましたように、木質バイオマスのエネルギー利用は現在非常に重要な側面と存じます。遡れば木質バイオマスは、徳川史においてみられますように、マテリアル利用かエネルギー利用かの狭間にあり、実はエネルギー利用が人類史上最も伝統的な木材利用の在り方といえます。ただし、木質バイオマスのエネルギー利用については、賦存量の観点から、現在の石油依存と同様に将来のエネルギーを全面的に担わせることはできません。増大した人口を賄えるほどの量はなく、エネルギー源として頼り切るまでは不可能です。しかし、無駄にせず適切に利用を進めることが重要です。この項の記述はこのことを踏まえ、マテリアルからエネルギーへ、建築材料から出発して排出された端材が改質リグニン、セルロースナノファイバー、エネルギーへと、木片が分子レベルまで次第にサイズを小さくしながら展開する記述は、非常にしっくりくると感じました。

以下は細かい点になりますが、42ページの第三項目「・木質バイオマスの新たなマテリアル利用」で、中山間地域に適した規模で製造・利用する技術の開発については、新しい情報であり、ぜひ具体的な記述を加えていただけると有難いです。また「木質バイオマスのエネルギー利用に関して、下方の第二項目「・バイオマス発電施設が各地で稼働」について、何ワット規模の施設なのか、全国電力に占めるバイオマスの割合がどの程度なのか、可能であれば数値データを記載していただけすると理解が深まります。また、一番下の矢印「エネルギー変換効率80%以上、木質バイオマスの熱利用において高効率」という記述ですが、ここはもう少し丁寧に分けて考える必要があるのではないかと考えます。エネルギー変換効率は、原料特性に加え、デバイスやシステム全体で決まる数値です。メタン発酵技術やガス化技術など、システムごとに効率が異なるため、「木質バイオマスは高効率」とすると一括りの記載のようで誤解を招く恐れがあります。したがって、場合分けを正確に記述していただき、80%以上という数値の根拠も明確に示していただけると有難いです。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

まず、特用林産物の件、それからバイオマスの件ということでしたが、いかがでしょうか。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

特用林産物の件、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、きのこ以外の特用林産物につきましても、非常に重要と思っております。こちらにつきましては、昨年の白書を見ても本文では結構丁寧に書いていて、今回の主要事項では出てきていないといったことでござい

ますが、今年も引き続き本文で、今おっしゃっていただいた御指摘も踏まえて丁寧に記載したいと考えております。

○斎藤委員 ありがとうございます。

本文読んでございますので、また今年も是非記述していただければという願いでございまして、発言させていただきました。ありがとうございます。

○小坂田経営課長 御指摘踏まえて考えてまいります。ありがとうございます。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

木質バイオマスの新たなマテリアル利用のところのセルロースナノファイバーの関係で、中山間地域に適した規模で製造・利用という辺りを詳しくという御意見いただきました。ありがとうございます。

材料ですので、どこで作るかというのは大事なのですが、木材は重いですので、輸送ということを考えると、やはり資源に近いところということが有利性を發揮できる場合も多々あると思ってございます。現行の白書にもさらっと書かれているんですけども、御理解が深まるように記述を工夫したいと思います。

○勝沼木材利用課総括課長補佐 木材利用課でございます。バイオマスについて御意見いただきましてありがとうございます。

幾つか御意見いただきましたけれども、まず、燃料材としての利用につきましては、御指摘いただきましたとおり、適材適所の利用、また未利用材の利用、更にはカスケード利用ということを基本として進めているところでございます。エネルギー変換効率についてでございますけれども、発電の場合は大体30%程度の変換効率ということになってございまして、それと比較して熱利用の場合は80%以上と高いということで紹介させていただいておりますけれども、場合分けについては本文の方を検討の際、検討させていただければと思います。全体に占めるバイオマスの発電量等についても、本文の中でしっかりと検討してまいりたいと思います。

○斎藤委員 今の御説明で理解いたしました。一番下の矢印の箇所については、「発電について」であることがわかるよう主語を入れていただければ問題ないと存じました。ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。通常章に関してどこでも結構ですが、御意見いただければ。林田委員、お願ひします。

○林田委員 林田です。3点お願ひします。

まず19ページです。書き方にこだわる部分があるんですけれども、上の四角の箱の中で、森林の多面的機能がSDGsや2050年ネット・ゼロ等の目標達成、国土強靭化に寄与というふうに書いていますが、森林というのは自然資本で人に不可欠なものだと思っていますので、私はSDGsなんかよりもっと上位概念じゃないかなという気もしています。なので、寄与じゃなくて、もっとそれを支えているとか、森林というのはその源であると自信を持って書いていいんじゃないかなというふうに思っています。それが1点です。

それから二つ目は、30ページです。30ページの国産材の素材生産量の推移のグラフがございまして、箱書きの方は2002年以降増加傾向で推移というのがありますが、グラフを見るとちょっと減っているなというふうにやっぱり見えます。これは国産材比率の42.5%の説明の中にも、国産材の供給が減っている、合板のところも国産が減っているという記載もありますので、ここはちゃんと記載をする必要があるんじゃないかなと。少し根源的な原因もあるんじゃないかなという気もしていますので、つまびらかにする必要があるのではないかと思っています。それが2点目です。

3点目は、39ページです。これも書き方の部分だと思うんですけども、木材利用の意義というのがありまして、箱の中では①、②、③の三つの面で地球温暖化の防止に貢献とあります。ただ、木材利用の意義って地球温暖化防止の貢献だけじゃないはずですし、下の矢印の一番下の方に、心理的・身体面の好影響というのもありますので、そういうのを総合的に書いていただく方がみんな理解がしやすいのではないかと思います。その3点です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

まず、寄与という言葉じゃなくて、もっと強い表現にしたらという御指摘。それから、自給率なり国産材供給は減っているということと、最後のところですね、木材利用の意義の点、三つ。どこからいきましょうか。

○横山企画課長 まず自給率の関係はおっしゃるとおりで、下の矢印とかには書かせていただいているが、最近はウッドショックの反動もあって、在庫量が増えたということもあって生産量が減ったりもしている部分もございますので、そこはしっかり本文でも動向については正確に記述をしていきたいと思っています。

○藤掛部会長 ほかいかがですか。お願いします。

○福田木材産業課長 木材利用の意義につきましては、ここでは地球温暖化防止に貢献する三つの効果を整理したわけですけれども、もちろん御指摘のとおり、ほかの効果もございますので、書きぶりについては検討したいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

19ページの御指摘はよろしいですか、受け止めていただいて。

○横山企画課長 おっしゃるとおりだと思いますので、もう少し積極的な表現で書いていきたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほか通常章いかがでしょうか。

お願ひします。

○大内委員 21ページがいいかどうか分かりませんけれども、間伐や再造林ということで、主伐後の再造林が進まないというところで、結構ここで軽く流していますけれども、どうして進まないかということと、確実に行うことが必要だが、コストに見合った木材価格を目指すことが必要とか、その面でも価格を意識してもらえばなというふうに思います。

しつこいようですけれども、私、森林組合系統の代表として来ているので、何としても山元価格の復権は目指したいなというところで、ここじゃなくてもいいので、どこかにコストに見合った木材価格を目指すとかということを入れてほしいなという願いでございます。よろしくお願ひします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

その点いかがでしょうか。

○横山企画課長 おっしゃるとおりだと思います。価格の形成をどうしていくか、適正な価格に向けたしっかりした価格交渉を含めた取組、あるいは各段階での生産性の向上を含めて、書く場所をどうするかということは検討させていただきますけれども、先ほどの特集の部分、また通常章も含めてしっかり記述していくようにしたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

川上委員、お願ひします。

○川上委員 川上です。

23ページの森林経営管理制度について、これは森林経営管理法及び森林法が改正されるに至ったということで、森林政審議会の資料の1－2の方にあった森林経営管理制度の実施状況の棒グラフや、意向調査をして最終的に市町村が整備に至った面積の流れ図がありましたので、そのどちらかを入れていただくと、やはり市町村の体制が十分でなく、この法律を改正するに至ったんだという理解が深まるかなと思いますので、そういうった資料を入れていただけると有

り難いかなと思います。

そして、32ページの林業労働力の動向について、多分ここに記述がないだけかなと思いますが、林業大学校や高等学校、大学における人材育成についても引き続き記載を頂ければと思います。また、緑の青年就業準備給付金事業というものは県にとっても学生にとっても是非継続していただきたい事業ですので、これにも触れていただければと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

一つは経営管理制度の実績等を示していただくというお話です。よろしいですか。

○横山企画課長 御指摘にあったのは恐らく昨年の白書でトピックスでも取り上げました、制度に取り組んでいる市町村数の棒グラフと、あと意向調査から配分計画までのフロー図になっている面積と割合を書かせていただいたものだと思います。確かに掲載した方が分かりやすいと思いますので、そこは掲載をさせていただきたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それともう一点は、林業大学校等の記述についてでしたが。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

本当に委員御指摘のとおり、「緑の雇用」事業により直接就業される方もいらっしゃいますが、林業大学校学ばれてから就業される方も非常に多くいらっしゃいますので、非常に重要なと思っております。本文には書かれることになると思いますが、主要事項に書くかどうかについて、検討してまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

○川上委員 ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。通常章について。

五味委員、お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。

今の32ページ目に関連しているところですが、「緑の雇用」による新規就業の確保、この部分は良いと思うんですが、同事業による3年後の定着率が73.2%というところで、3年後という区切りというのが、通常多分これは厚生労働省の統計の全産業の基準として3年後定着率を当てていると思うんですけれども、林業とか、森林に関わる方を3年の定着率で評価していくのかどうかということも少し考えていただければなと思います。すなわち長期的な視点で山を

見ていくという観点と、その産業に関わっていくエキスパートとして現場で働いていただいている方が、例えば5年とか10年というスパンの中で、継続的に定着していけるのか。その後に出てきている例えば平均給与が50代にかけて平均差が出てきているという中で、例えばそういうもので見るならば、3年後ではなく、もっと5年とか10年とかというスパンで森林、林業に関わっていただけの方の動向を見ながら、どう支えていくのかというのを政策的に考えていくということを考えなきゃいけないんじゃないかなと私は思っております。

その点が一点と、あともう一つは、33ページ目に三つ目のポツに境界明確化に向けてリモートセンシングデータを活用した測量等を支援というようなことになっていますが、これは具体的にどういう形で支援していくのかというのが分からぬということと、もあるならば、もう少し具体的に示した方がいいということです。一方で23ページ目のところに、森林環境税の記載がありますが、森林環境税の都道府県、市町村の多くの利用の使途がやはり境界の明確化というところで、境界の明確化というものの進捗状況は多分かなり市町村によって違うというふうに聞いています。そういうものを踏まえた上で、今後境界の明確化に向けて、こういった測量等の支援によって、どういう計画で今後市町村に境界の明確化というものをより推進してもらうかというようなことも少しデータとして見ていくことが重要なのではないかなと思いました。

あと27ページ目のところに、林野火災の件がございますが、これはここで良いと思うんすけれども、用語説明とかのところなのかもしれません、今、昨今いろんな形でメディアの方では山林火災とか森林火災とかいろんな用語が使われております、消防法的には林野火災が多分最も適切な用語だと思うんですけども、そういうのも用語説明を一般の方にも分かるような形で説明していただくのが、さっきのトピックスのところでも話になりましたけれども、昨今注目されていることでもありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございました。

働く方の長期的な視点での定着、それから境界明確化の実績等の話、それから火災です、言葉の問題でしたが、いかがでしょうか。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

まず、一つ目の御質問がありました「緑の雇用」事業における定着率でございます。他産業との比較という観点も踏まえ3年間の数字を今回出させていただいているということでございます。おっしゃるとおり、林業は非常に長いスパンで行う業種であり、長期間フォローしてい

くことは重要と考えていますので、それを今後の施策の検討に当たり参考にしていきたいと思います。ありがとうございます。

○増山森林利用課長 森林利用課長でございます。

境界明確化について御質問いただきました。リモセンでどういうふうに進めていくのかということでございますが、今まで地上調査をやりながら境界明確化をやってきた中で、それでやろうとすると、どうしても現地に行って立会いをして、その確定をしなければいけない。一方、森林所有者の高齢化が進んでいる中で、なかなか現地に行ってそれをやることが難しくなっている状況であるという背景もあって、リモセンを使った境界の明確化というのを我々としても進めているところでございます。今日の午後の議論でも、また改めて御説明させていただく予定ではあるんですけども、どういうふうにすればリモセンデータから境界確定ができるかという、そういうマニュアルを作つてお示しをしたりですとか、あるいはその成果を地籍調査にどういうふうにつなげていくか、そういったところのマニュアルなども国交省と連携しながら進めているところでございます。そういった形でいろいろ支援をしていきたいなというふうに思つてはいるところです。記載については引き続き検討させていただければと思っております。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

林野火災の用語の使い方につきましては、林野庁も「林野火災」を使っております。マスコミで使われている言葉を否定するということではないんですけども、白書の中でどういうものを林野火災と呼んでいるか、紹介できるような工夫を検討したいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

いかがですか、よろしいですか。

○五味委員 先ほどのリモートセンシングの地籍の調査の件で、市町村でいろいろ話を聞くと、担当しているところが例えば林野の担当だったり、若しくは土木だったりと、これはまたいろいろ市の方でも担当課が違つてたりします。そのような中で、いかにこういう情報を市町村に活用してもらって地籍調査を進めていくのか。また、地籍調査が進んでいないところと進んでいるところというのが多分かなり今現状では差が出てきているんじゃないかなと思います。そういうのも踏まえて、どういうところで足りているのか、足りていないのかというのを見ながら、こういった支援を進めていただければなと思います。ありがとうございます。

○藤掛部会長 御意見ありがとうございました。

では、いかがでしょうか、通常章。ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、時間も来ておりますので、この辺りで本日の審議を終わりにしたいと思います。

各方面から貴重な御意見いただきありがとうございました。特集章も更に良くなればと思いま
すし、通常章も通常どおりかなと思っているのではなくて、やっぱりいろんな御視点から御意
見いただぐと見直しになると思いますので、今後しっかり意見を踏まえて書いていただければ
というふうに思います。

それでは、これで終わりまして、事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございます。

○横山企画課長 藤掛部会長、円滑に御進行いただきましてありがとうございました。

それでは、本日これで施策部会の方は閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

午前11時52分 閉会